

大通達甲（交規）第1号
大通達甲（運免）第1号
令和7年3月5日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部各課・隊長
各警察署長 殿

交通部長

高齢運転者等標章の交付申請等に係る事務取扱要領の改正について（通達）

高齢運転者等標章の交付申請等に係る事務の取扱いについては、「高齢運転者等標章の交付申請等に係る事務取扱要領の改正について」（令和元年9月20日付け大通達甲（交規）第1号、（運免）第1号）に基づき実施しているところであるが、別添のとおり「高齢運転者等標章の交付申請等に係る事務取扱要領」を改正し、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（交通規制課規制総務係）

（運転免許課免許係）

別添

高齢運転者等標章の交付申請等に係る事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条の2の規定に基づく高齢運転者等専用駐車区間制度について、警察署長を経由して行う公安委員会に対しての高齢運転者等標章（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）別記様式第1の3の6。以下「標章」という。）の交付申請等の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 標章の交付の申請に関する取扱い

(1) 申請者

法第45条の2第2項の標章の交付の申請（以下「交付申請」という。）を行う者は、次に掲げるとおりとする（法第45条の2第1項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第14条の5）。

ア 普通自動車対応免許（以下「普通免許」という。）を受けた者で70歳以上のもの

イ 普通免許を受けた者で両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害があることを理由に当該普通免許に条件（別紙参照）を付されているもの

ウ 普通免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通免許に条件（別紙参照）を付されているもの

エ 普通免許を受けた者で妊娠中又は出産（妊娠4か月以上（1か月は28日として計算する。）の分娩で死産（流産及び人工中絶）を含む。）後8週間以内のもの

(2) 申請先

交付申請は、当該申請をしようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わせること。

なお、交付申請を受ける場所は、高齢運転者等の利便性に配慮し、警察署の1階に設けるなど、その実情に応じたものとする。

(3) 申請書類

交付申請は、高齢運転者等標章申請書（規則別記様式第1の3の5。以下「申請書」という。）を提出して行わせること。

(4) 提示書類

申請書の提出を受ける場合は、次の書類を提示させること。

ア 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「運転免許証等」という。）

イ 法第45条の2第1項の届出に係る普通自動車の自動車検査証（写しを含む。）又は自動車検査証記録事項が記載された書面。ただし、届出に係る普通自動車が施行令第22条第1号のミニカーであるときは、各市町村が発行する軽自動車税納税証明書（写しを含む。）又は標識交付証明書（写しを含む。）

ウ 前記(1)エに該当する者にあつては、妊娠の事実又は出産の日を証明するに足りる書類（母子健康手帳、診断書、出生届等）

(5) 申請書の受理

申請書の提出を受けた場合は、次の事項を確認すること。

ア 普通自動車であることの確認

提示を受けた自動車検査証等に記載された乗車定員、車両総重量、最大積載量等により、届出に係る車両が普通自動車であることを確認すること。

イ 高齢運転者等であることの確認

申請書及び提示書類により、前記(1)アからエまでのいずれかに該当すること及び申請書に記載された内容に誤りがないことを確認すること。

なお、前記(1)イ及びウに該当する者であることが運転免許証等に記載され、又は記録された条件から確認できないときは、交通部運転免許課に確認すること。

(6) 標章の作成及び交付

申請書の提出を受けた場合は、高齢運転者等標章交付者名簿（第1号様式。以下「名簿」という。）に必要事項を記入の上、次の要領により標章を作成し、申請者に交付すること。

なお、標章を交付した場合は、申請書の摘要欄に標章番号を記載し、その写しを交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に送付すること。

ア 標章番号欄

標章番号欄には、12桁の数字（最初の2桁は発行年の西暦の下2桁、次の2桁は発行都道府県等コード（「警察共通基盤システム等の対象業務に使用する標準コード表及び共通コード表について」（令和6年3月27日付け警察庁丁参技企発第90号）に定める標準コード表（以下「コード表」という。）の警察組織コードをいう。）、その次の3桁は発行警察署コード（コード表の警察署コードの3桁コードをいう。）、最後の5桁は発行年ごと発行警察署ごとの一連番号をそれぞれ表示したもの）を記入すること。

イ 年月日欄

年月日欄には、標章を交付する年月日（交付予定年月日を含む。）を記入すること。

ウ 登録（車両）番号欄

登録（車両）番号欄には、交付申請に係る普通自動車の登録（車両）番号を全て記入すること。ただし、交付申請に係る普通自動車がミニカーであるときは、標識番号を記入すること。

なお、登録（車両）番号欄に空白部分が残るときは、「以上〇台」と記入し、交付後の追記ができないようにすること。

エ 道路交通法第45条の2第1項第1号、第2号又は第3号欄

第1号、第2号又は第3号のうち該当するものに丸印を付けること。

オ 被交付者欄

被交付者の住所、氏名、電話番号その他の連絡先及び運転免許証の番号又は免許情報記録の番号（以下「運転免許証等の番号」という。）を記入すること。

3 標章の記載事項の変更に関する取扱い

(1) 届出者

規則第6条の3の5の規定による標章の記載事項の変更の届出（以下「記載事項変更届出」という。）を行う者は、前記2(6)により標章の交付を受けた者で当該標章の記載事項に変更があったものとする。

(2) 届出先

記載事項変更届出は、当該届出をしようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わせること。

なお、記載事項変更届出を受ける場所は、高齢運転者等の利便性に配慮し、警察署の1階に設ける等、その実情に応じたものとする。

(3) 届出書類

記載事項変更届出は、記載事項を変更しようとする標章及び当該標章の記載事項に変更が生じたことを証明する書類を添えた高齢運転者等標章記載事項変更届（規則別記様式第1の3の7。以下「記載事項変更届」という。）を提出して行わせるものとする。

なお、記載事項に変更が生じたことを証明する書類には、次のような書類がある。

ア 届出に係る車両の変更

自動車検査証（写しを含む。）等

イ 住所の変更

住民票、運転免許証、個人番号カード等

ウ 氏名の変更

住民票、戸籍謄本、運転免許証、個人番号カード等

エ 電話番号その他連絡先の変更

電話の契約書等

オ 運転免許証等の番号の変更

運転免許証等

(4) 記載事項変更届の受理、標章の作成等

記載事項変更届の提出を受けた場合は、名簿に必要事項を記入の上、新たな標章番号その他の必要事項を記入した標章を作成し、届出者に交付すること。

なお、記載事項変更届の受理並びに標章の作成及び交付の要領については、前記2(5)及び(6)の規定を準用するものとし、提出させた標章については、交通規制課に送付すること。

(5) 標章の廃棄等

前記(4)により標章の送付を受けた交通規制課は、当該標章を焼却、裁断等復元できない方法により廃棄すること。

なお、当該標章が他の都道府県公安委員会から交付されたものであるときは、当該公安委員会が管理する都道府県警察の高齢運転者等標章交付事務を所管する課（以下「他県事務所管課」という。）に記載事項変更届出がなされた旨を通知するとともに、標章提出・返納通信処理簿（第2号様式。以下「処理簿」という。）により処理経過を明らかにしておくこと。

(6) 標章交付警察署への通知等

交通規制課は、他県事務所管課から、大分県公安委員会から交付された標章について、記載事項変更届出がなされた旨の通知を受けたときは、当該標章を交付した警察署にその旨を通知し、処理簿により処理経過を明らかにしておくこと。

4 標章の再交付申請に関する取扱い

(1) 申請者

法第45条の2第3項の規定による標章の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）を行う者は、前記2(6)により標章の交付を受けた者で当該標章を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したものとする。

(2) 申請先

再交付申請は、当該申請をしようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行わせること。

なお、再交付申請を受ける場所は、高齢運転者等の利便性に配慮し、警察署の1階に設ける等、その実情に応じたものとする。

(3) 申請書類

再交付申請は、高齢運転者等標章再交付申請書（規則別記様式第1の3の8。以下「再交付申請書」という。）及び標章を提出して行わせるものとする。ただし、当該標章を亡失し、又は滅失した場合にあっては、標章を提出させることを要しないものとする。

(4) 再交付申請書の受理、標章の作成等

ア 標章の汚損又は破損に係る再交付申請書の提出を受けた場合は、当該標章の汚損又は破損状況を確認すること。

また、標章の亡失又は滅失に係る再交付申請書の提出を受けた場合は、再交付申請書の理由欄に記載された内容が真に適正な理由か否か確認すること。

イ 標章を再交付する場合は、名簿に必要事項を記入の上、新たな標章番号その他の必要事項を記入した標章を作成し、申請者に交付すること。

また、再交付申請時に記載事項の変更を伴う場合は、記載事項に変更が生じたことを証明する書類を添えた再交付申請書の提出により申請及び届出を受けるものとする。この場合には、再交付申請書の理由欄に、再交付申請の理由とともに記載事項の変更の内容及び理由を記載させること。

なお、再交付申請書の受理並びに標章の作成及び交付の要領については、前記2(5)及び(6)の規定を準用し、提出させた標章については、交通規制課に送付すること。

(5) 標章の廃棄等

前記(4)により標章の送付を受けた交通規制課は、当該標章を焼却、裁断等復元できない方法により廃棄すること。

なお、当該標章が他の都道府県公安委員会から交付されたものであるときは、他県事務所管課に再交付申請がなされた旨を通知するとともに処理簿により処理経過を明らかにしておくこと。

(6) 標章交付警察署への通知等

交通規制課は、他県事務所管課から、大分県公安委員会から交付された標章について、再交付申請がなされた旨の通知を受けたときは、当該標章を交付した警察署にその旨を通知し、処理簿により処理経過を明らかにしておくこと。

5 標章の返納に関する取扱い

(1) 返納者

法第45条の2第4項の規定による標章の返納（以下「標章の返納」という。）を行う者は、前記2(6)により標章の交付を受けた者で普通免許が取り消され、又は失効したもの、妊娠中又は出産後8週間以内でなくなったもの及び標章の再交付を受けた後にお

いて、亡失した標章を発見し、又は回復したものとする。

(2) 返納先

標章の返納は、当該返納をしようとする者の住所地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。ただし、他の警察署長により交付された標章の返納を受けた場合は、交通規制課に連絡の上、受理するものとする。

(3) 返納標章の受理

標章を返納しようとする者から返納の申出を受けたときは、高齢運転者等標章返納届（第3号様式。以下「返納届」という。）により、標章の返納を受理するものとする。

なお、標章の返納を受理した場合は、当該標章及び返納届の写しを交通規制課に送付すること。

(4) 標章の廃棄等

前記(3)により標章の送付を受けた交通規制課は、当該標章を焼却、裁断等復元できない方法により廃棄すること。

なお、当該標章が他の都道府県公安委員会から交付されたものであるときは、他県事務所管課に当該標章の返納がなされた旨を通知するとともに処理簿により処理経過を明らかにしておくこと。

(5) 標章交付警察署への通知等

交通規制課は、他県事務所管課から、大分県公安委員会から交付された標章について、返納がなされた旨の通知を受けたときは、当該標章を交付した警察署にその旨を通知し、処理簿により処理経過を明らかにしておくこと。

6 標章の適切な管理

交付済みの標章については、次のとおり適切な管理に努めること。

(1) 法第45条の2第1項第1号に該当する者に対し交付した標章

標章の交付を受けた者について、当該者の運転免許の取消又は失効が判明した場合には、本人やその家族等へ連絡し、標章の返納を促すこと。

なお、本人が死亡しており、家族等へ返納を求める際は、あくまでその協力を求めるに過ぎないことから、家族等では容易に発見できない場合等には、警察側で名簿等へ無効を確認した旨を記録化する措置にとどめるなど、家族等にとって過度の負担とならないように配慮すること。

(2) 法第45条の2第1項第3号に該当する者に対し交付した標章

交付後、約1年半以上返納がない場合は、本人等へ連絡を行い、同号に規定する事由がなくなっていないか確認するなど、適切な管理に努めること。

7 標章の不正使用事案等への厳正な対処

標章の不正使用事案等の違法行為については、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

附 則

この要領は、令和7年3月24日から施行する。

別紙

法第45条の2第1項第2号に該当する者の運転免許証等に記載され、又は記録されている条件等

1 聴覚障害を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者

「特定後写鏡等」(402)

(法第71条の6第2項に規定する者であることが直ちに確認できる。)

2 肢体不自由を理由に普通自動車対応免許に条件が付されている者

- (1) 運転免許証等に記載され、又は記録された条件から法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できる条件（○には数字、～には文字が入る。）

ア 普通免許又は普通第二種免許の場合

(ア) 「普通車は軽車(660)に限る」(420)

(イ) 「普通車は軽車(550)に限る」(430)

(ウ) 「普通車は総重量○t以下に限る」(450、460)

(エ) 「AT車に限る」(880)

(オ) 「普通車に限る」(471)

(カ) 「AT車の普通車に限る」(480)

(キ) 「普通車は総重量○t以下のAT車に限る」(490、491、492)

(ク) 「普通車はAT車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(500)

(ケ) 「普通車は総重量○t以下で～は手動式のAT車に限る」(510、511、512、513、514、515、516)

(コ) 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(521)

(サ) 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のAT車に限る」(522)

(シ) 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(523)

(ス) 「普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のAT車に限る」(524、525、526)

(セ) 「普通車は下肢で運転できるAT車に限る」(530)

(ソ) 「普通車はAT車で手動式の～に限る」(531、532)

(タ) 「普通車は手動式の～に限る」(533、534)

(チ) 「普通車は排気量○l以下に限る」(535、536、537)

(ツ) 「普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」(538、539、540、541)

(テ) 「普通車は左アクセルに限る」(542)

(ト) 「義手」(680)

(ナ) 「義足」(710)

(ニ) 「義足(AT車を除く)」(724)

(ハ) 「装具」(740)

(ヘ) 「装具(AT車を除く)」(745)

イ 準中型免許の場合

- (ア) 「ＡＴ車に限る」(880)
- (イ) 「準中型車（５ｔ）と普通車に限る」(810)
- (ウ) 「ＡＴ車の準中型車（５ｔ）と普通車に限る」(811)
- (エ) 「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(821)
- (オ) 「準中型車（５ｔ）と普通車は下肢で運転できるＡＴ車に限る」(822)
- (カ) 「準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車で手動式の～に限る」(823、824)
- (キ) 「準中型車（５ｔ）と普通車は手動式の～に限る」(825、826)
- (ク) 「準中型車（５ｔ）と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」(827、828、829、830)
- (ケ) 「準中型車（５ｔ）と普通車は左アクセルに限る」(831)
- (コ) 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る」(832)
- (サ) 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のＡＴ車に限る」(833)
- (シ) 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(834)
- (ス) 「準中型車（５ｔ）と普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で～は手動式のＡＴ車に限る」(835、836、837)
- (セ) 「義手」(680)
- (ソ) 「義足」(710)
- (タ) 「義足」（ＡＴ車を除く）(724)
- (チ) 「装具」(740)
- (ツ) 「装具」（ＡＴ車を除く）(745)

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

- (ア) 「ＡＴ車に限る」(880)
- (イ) 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車に限る」(910)
- (ウ) 「ＡＴ車の中型車（８ｔ）、準中型車と普通車に限る」(911)
- (エ) 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車でアクセル・ブレーキは手動式に限る」(921)
- (オ) 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は下肢で運転できるＡＴ車に限る」(922)
- (カ) 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車で手動式の～に限る」(923、924)
- (キ) 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は手動式の～に限る」(925、926)
- (ク) 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は～を操作上有効な状態に改造したものに限る」(927、928、929、930)
- (ケ) 「中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は左アクセルに限る」(931)
- (コ) 「義手」(680)
- (サ) 「義足」(710)
- (シ) 「義足」（ＡＴ車を除く）」(724)
- (ス) 「装具」(740)

(セ) 「装具（ＡＴ車を除く）」（745）

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

(ア) 「ＡＴ車に限る」（880）

(イ) 「義手」（680）

(ウ) 「義足」（710）

(エ) 「義足（ＡＴ車を除く）」（724）

(オ) 「装具」（740）

(カ) 「装具（ＡＴ車を除く）」（745）

(2) 運転免許証等に記載され、又は記録された条件からは法第71条の6第3項に規定する者であることが直ちに確認できない条件

ア 普通免許又は普通第二種免許の場合

(ア) 「普通車は軽車（360）に限る」（車種限定：170、身体障害：440）

(イ) 「普通車はＡＴ車に限る」（車種限定：120、身体障害：481）

(ウ) 「普通車はミニカーに限る」（車種限定：180、身体障害：520）

(エ) 前記(1)ア以外の条件（550）

イ 準中型免許の場合

(ア) 「準中型車（5 t）と普通車はＡＴ車に限る」（車種限定：364、身体障害：820）

(イ) 前記(1)イ以外の条件（840）

ウ 中型免許又は中型第二種免許の場合

(ア) 「中型車（8 t）、準中型車と普通車はＡＴ車に限る」（車種限定：113、身体障害：920）

(イ) 前記(1)ウ以外の条件（940）

エ 大型免許又は大型第二種免許の場合

前記(1)エ以外の条件（410）

※ 各条件の末尾に付した括弧内の番号は、運転者管理業務のシステムにおける「免許の条件等コード」である。

※ 前記2(2)に該当し、運転免許証等に記載され、又は記録された条件からは直ちに確認できない場合には、交通部運転免許課に確認し、同課からの回答により高齢運転者等に該当することが確認できた場合には標章を交付する。

第1号様式

高 齡 運 転 者 等 標 章 交 付 者 名 簿

[illegible]

標章提出・返納通信処理簿

[illegible]

高齢運転者等標章返納届

私は、高齢運転者等標章を大分県公安委員会に返納します。

高齢運転者等標章に記載された標章番号は、第 年 月 日 号です。

大分県公安委員会 殿

住所

氏名

